

日本における規範について⁽¹⁾

——その状況依存性の歴史的考察——

(前編)

保 田 卓

On Norm in Japan:
A Historical Study of Its Situation-Dependency

YASUDA Takashi

I 序論——現代日本における規範の状況依存性

1970年代、日本論が一種のブームとなった時期があった。日本に関する書物の冊数は、それまでの年20冊前後から倍増し、その後しばらく増加傾向が続いたという。そして、現在でも日本について著した新刊を多く見かけるから、ブームは現在でも続いていると言えるかも知れない。この時期以前にも日本論は勿論あった。それどころか、数量的には今回に及ばないとはいえ、実はブームと呼べるものも幾度かあったのである。その最初として、幕末から明治維新の時期、次に、太平洋戦争後から昭和20年代の時期を挙げることができる。これら過去二回の日本論ブームの共通した背景には、異質な社会、新しい価値観と対峙しなければならない状況があったが、その中でこれらの時期の日本論では、日本の西洋社会に対する後進性を強調し、それを挽回しようとする論調が支配的であった。これに対して、1970年代以降の日本論では、日本の経済大国化を背景として、日本の特質を再評価しようとするものも多い(野村総合研究所編、1978)。

さて、現時点までに提出されてきた夥しい日本論の中で筆者が目を通したものは極く一部であるが、その範囲でも、次に挙げるような、ある種似通った記述をしばしば発見することができる。

彼ら(=日本人)は善と悪を絶対的なものと見なすこともない。日本人の倫理は実際の(pragmatic)・相対主義的かつ状況的(situational)である。(Koestler, 1966, ()内引用者)

彼ら(=日本人)は無上命法や黄金律に訴えることはしない。是とされる行動はその行動が現われる世界と相対的である。(中略)さらに、おのおのの世界の掟はその「世界」の中で条件が変化するに従って、いちじるしく異なった行動が当然なすべき行いとして要求

されるように定められている。(ベネディクト、1967=1972、pp.224-225、()内引用者)

日本人の価値観の根底には、絶対を設定する思考、あるいは論理的探求、といったものが存在しないか、あるいはあってもきわめて低調で、その代わりに直接的、感情的人間関係を前提とする相対性原理が強く存在しているといえよう。(中根、1967、p.173、下線部原著傍点)

突発的な激変の可能性を含んだ予測不可能な対人関係においては、日本人が自然に対して示すのと同じように、自分を相手との関係の中へ投げ入れ、そこで相手の気の動きを肌で感じとって、それに対して臨機応変の出方をしなくてはならない。自分を相手にあずける、相手次第で自分の出方を変えるというのは、最も理にかなった行動様式となる。(木村、1972、p.124)

日本人の自我は、他者の反応を意識あるいは期待して他者に対して行為し、一方他者は、自我の期待に沿ってあるいはそれに反して反応することで、自我の更なる行為に影響を与える。(中略) 私はこの傾向を「相互作用相対主義」(interactional relativism)と呼ぶ。(Lebra, 1976, p.7)

日本は、日本人のアイデンティティの基盤を何らかの普遍的、絶対的なイデオロギーに求めることなく発展することができた。(Clark, 1977, p.2)

いかなる規範的形式も、身体を超時空間的に捉える一貫した戦略とはなりえない(大澤、1986、p.64)

どのような状況にも普遍的に通用する真理や法則、基本概念や倫理がありうるという考え方が、日本にはほとんど存在しない。(Wolferen、1989=1990、上巻p.44)

かかる記述は個別分野についても見られる。まず法に関して、中川(1989)は、日本の法制度の特徴として、第一に、判例の拘束が弱く、法の論理が現実には押し戻されること、第二に、制定法における法概念の意味に幅があり、不確定概念の意味内容が状況によって定められることを指摘している。後者に関しては、川島(1967)にも同様の指摘があるが、その川島はまた、次のようにも述べている。

(日本における所有権の意識において)その時その時の事実の状態が権利の規範的内容に影響を及ぼすのであり、したがって、そこでは事実と規範とは明確に分裂し対立してはおらず、事実と規範とは、はじめから妥協することが予定されており、いわば「なしくずし」に連続しているのである。(同上、p.85、下線部原著傍点、()内引用者補足)

さらに、これと同じ趣旨の指摘が和田(1994)にも見られる。

日本人の規範意識の基本となる特徴は規範(Sollen)と事実(Sein)の一元化に見いだされるのであって、他者に対して何を求めることができるのか(物権的にせよ債権的にせよ)ということの判断基準が、権利義務規範に見られるような準則化による一律的・論理的な推論の方向を向いていない(p.212)

わが国では、事実がこうであるから今現在の規範はこうであるべきだという「規範と事実の一元的把握」がかなりのところまで許されているように思われる。(p.244)

もう一つ例を引こう。

日本では、法律に基づいて双方の主張に断を下すことが必ずしも正義と受け取られるとは限らず、むしろ、体面とか思惑とかも含めて経済的・心理的な全事情を勘案しつつ状況全体の脈絡の中で全利益の均衡と調和を図ることが求められるのである(小山・北村、1991、p.3)⁽²⁾

次に思想の分野では、丸山真男の古典的著作(1961)の中に次のような記述がある。

あらゆる時代の観念や思想に否応なく相互連関性を与え、すべての思想的立場がそれとの関係で——否定を通じてでも——自己を歴史的に位置づけるような中核あるいは座標軸に当たる思想的伝統はわが国には形成されなかった(p.5、下線部原著傍点)

最後に宗教について、中村元(1989)は次のように指摘する。

日本人のように、仏教の戒律をほとんど全面的に放棄してしまった民族は、東洋の他の国々には存在しないのである。(中略) 戒律は守らぬが、閉鎖的な人間結合組織の利害問題に関しては献身的であるということは、あまねく日本の宗教者一般に認められる現象である。(中村、1989、pp.65-6)

有限にして特殊なる人間結合組織を絶対視する傾向は、おのずから普遍的なる人間の理法を無視する傾向にはしりやすい。すなわち、いかなるとき、いかなるところにおいても人間の遵守すべき法の存することを無視して、自己の所属する人間結合組織の現在の状況にとって好適であるか不適であるかということが、そのまま善悪決定の基準となってしまうのである。(同上、p.92)

日本論には、日本についての客観的記述に徹せんとするものもあるが、日本について何らかの評価を下そうとするものが少なくない。その評価には肯定から否定までの様々なヴァリエーションがあるが、興味深いことに、この種の記述はそれらに一貫してみられるのである。

これらの記述が似通って見える以上、そこには何らかの共通点が存在すると考えるのが自然である。では、そうした共通点を一言で記述するとすれば、どのような表現が適当であろうか。橋爪(1991)は、日本人の倫理(観)が「状況依存的」であると述べているが、上に見てきた様々な記述は、この「状況依存的」の一語によって総括し得るものと思われる。そして本稿では、「状況依存的なること」を名詞で「状況依存性」と仮称することとし、専ら規範の「状況依存性」について考察する(3)(4)。

さて、「状況依存性」が日本論者達の「共同幻想」ではないことを示すデータが若干ながら存在する。1971・1976年に輿論科学協会(第1回)、日本人の法意識研究会(第2回)が行った法意識調査によれば、次のような結果が出ている(日本文化会議、1973、1982、()内第2回)。

◎訴訟や調停などに関する意見を問うた質問(択一式)で、「訴訟をするほうがよいと思えばどんどん訴訟をすべきである」が9(8)%であるのに対して、「訴訟をするというのは好ましくないが、調停や裁判所での話し合いぐらいならどんどんやってよい」が40(43)%、「できるだけそういうことをしないで、私的な話し合いで解決するよう努力すべきである」が47(41)%となっている。

◎「いちど交わした契約が何年かたって、実情にそぐわなくなったとき、あなたはどのようなか」の質問に、あくまでも守るという回答が32(32)%であるのに対し、「話し合ってその契約を守らなくてもすむようにしてもらおう」が64(62)%である。

◎第1回調査で、「法律はどんなときにも守るべきである」が43%に対し、「目的が本当に正しいものだとは確信がもてるときには、法律をやぶることもやむをえない」が51%である。第2回調査で、「自分の意見では正しくないと思う法律(いわゆる悪法)でも、国の法律である以上は守るべきである」という意見に対して、賛成29%に対し、「必ずしも全面的に賛成できない」が59%、「全く反対」が7%である。

◎好きな公務員のタイプとして、「いつどんなときでも、法をまげることなく、文字通りにそれを適用しようとする人」を選んだのが29(20)%であるのに対し、「法の狙いをくんで、臨機応変に法を適用しようとする人」が66(73)%である。

◎法律と制裁について、「法律は状況によって制裁を加えるかどうか判断すべきもので、文字どおり適用するのはよくない」が62(66)%、「法律は守るためにあるのだから、違反した場合は必ず制裁するということでなければ意味がない」が34(26)%である。

無論、こうしたデータから日本における規範の状況依存性を云うためには、広汎な国際比較が必要となるのであるが、上のデータは、日本における規範が、少なくとも後述する「普遍主義」からは程遠いことを示唆していると言えよう。

一方、国際比較としては、Rokumoto(1978)が、法的問題とその解決に関する東京とロンドンの調査を比較して、日本においては紛争が一般的ルールの適用によってよりもむしろ当事者相互の利害の調整によって解決される傾向が相対的に強いこと、およびルールに対する日本人の相対的無関心を示唆している。

ともあれ、少なくとも現在の日本において、規範がかなりの程度で状況依存的であることは否定できないと思われる。では、こうした状況依存性はいつ、どのように発生し、いかに

して現在に齎されたのであろうか。その探究こそ本稿の課題である。

Ⅱ 「規範(意識)の状況依存性」の概念規定

前章で指摘した、日本における規範(意識)の状況依存性の起源について具体的に検討する前に、「規範(意識)」が「状況依存的」であることについての若干の理論的考察を行い、概念を規定しておきたい。

(1) 本稿における中心的概念の規定

本稿では「規範」を次のように定義する。すなわち、

「ある社会を構成している人々を規制している共通の行為基準もしくは規則」(鈴木幸壽他監修『全訂版 社会学用語辞典』学文社、1992)⁽⁵⁾

次に、「規範意識」とは、かかる「規範」が個人の人格に内面化されているものを指す(前掲『社会学用語辞典』；濱嶋他編『社会学小辞典』、1982；森岡他編『新社会学辞典』、1993)。

こうした「規範(意識)」が状況依存的であるとは、その規範(意識)の属性として、その通用範囲が広かれ狭かれ或る状況に限定されることを言う。この「状況」には、大別して三つの局面が考えられる。すなわち、時間・空間・対象である。

さらに、本稿ではこの他「規範認識」という概念を用いるが、これは「規範(意識)」とは区別されねばならない。なぜなら、規範(意識)それ自体の属性としての状況依存性と、その規範がどれほど状況依存的であるかの認識は別だからである。例えば、ある成文法規範が国内では時間・対象の点で無限定に通用すると規定されていても、国民がそれをそうしたものとして認識しないかも知れない⁽⁶⁾。また、ある人が、ある規範の普遍性を如何程のものと考えているかに拘わらず、その規範がある種の状況依存性を有するかの如く行動するとすれば、その人のその規範に関する認識は、その行動が示す様相(＝局面と程度)において状況依存的であると言える。しかし本稿では、特に断らない限り、「規範が状況依存的である」と言った場合、規範(意識)に限らず、こうした規範認識が状況依存的であることをも意味するものとする。

ところで、先に挙げた三つの局面における状況依存性は、個々の規範の属性としても考えられるが、例えば時限立法や地域特別立法などの法規範について、前者が時間的に、後者が空間的に「状況依存的」であるというのは違和感がある。これは、そうした法が憲法などの相対的に普遍的な法規範の体系の中に位置づけられる存在であることによる。そこで、こうした用法(表現)を原理的には認めつつも、一般に、ある社会について「規範が状況依存的である」と言った場合、時間的・空間的・对象的に限局された(諸)規範の上位の、あるいはそれを統括する(少なくとも当該社会に)普遍的な規範が存在しないか、あるいは存在しても

その普遍性を十分に認めない規範認識が支配的であるという事態を指すものとする。

(2)「規範の状況依存性」の理論的考察

社会学の領域でこれに関連した叙述を探すならば、やはりパーソンズの「型の変数」中の「普遍主義—個別主義」変数を想起せねばなるまい。「型の変数」(pattern variables)とは、「いずれの行為者によるどのような経過をたどる行為も」、そのそれぞれにおいて一方を選択しなければならない「五つの二分様式」の組であり(パーソンズ、1954=1960、p.77)、その一つである「普遍主義—個別主義」(Universalism—Particularism)変数は、次のように定義される。

どのような状況に出会うさいにも、行為者は、その部門に属するすべての客体をおおう一般的な規範に従って、状況内の客体を取り扱うべきか(=普遍主義)、それとも、その客体が一般的規範のもとに包摂されていることにかかわらず、その客体が彼ないし彼の集合体に対してもつなんらかの特定の関係のなかで、どういう位置を占めるかにしたがって、それらを取り扱うべきか(=個別主義)、というジレンマに直面する。(パーソンズ、1954=1960、pp.130-131、下線部訳書傍点、()内引用者)

型の変数は「本来的には文化的な価値志向の型であるが、パーソナリティと社会体系の両方に編み込まれるようになる」(同上、p.127)。文化・パーソナリティ・社会体系のそれぞれの側面における「普遍主義」と「個別主義」は、次のように定義される。

文化の側面：

- ①客体がもつ一般的な属性・能力ないし成就と、②行為者に固有の性質(分類的ないし関係的な性能ないし成就)に対して客体がもつ特別の関係のうちで、
普遍主義…①をより重視するよう行為者に義務づける規範型
個別主義…②

パーソナリティの側面：

- ①一般化された関係において定義される規準と、②客体との関係の体系内で自己と客体が占める位置に即応するような、特別の選択の規準のうちで、
普遍主義…①によって導かれようとする行為者の側の要求性向
個別主義…②

社会体系の側面：

- 成員資格の認定や待遇の差別の決定において、①一般化された関係において定義される標準と、②客体の地位に対する行為者自らの地位(分類的ないし関係的な性能ないし成就)の特別な関係からする標準のうち、
普遍主義…①に優先権を与えようとする役割期待

個別主義…②

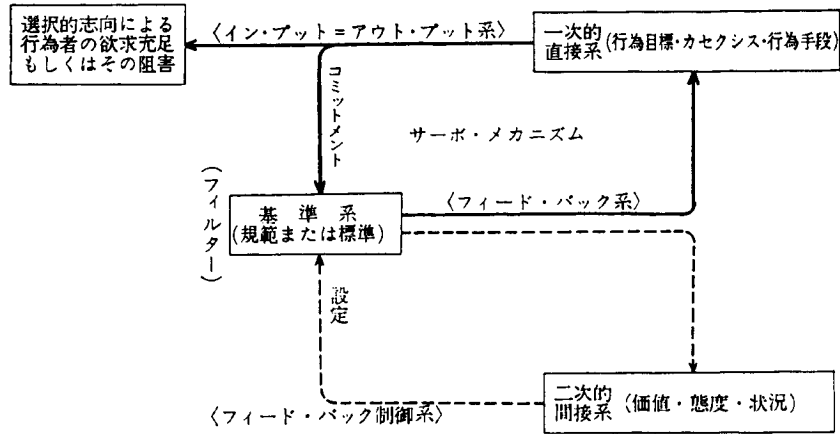
ク

(同上、pp.131-2)

さて、本稿での用語を用いて、規範についてこの変数を考えてみると、文化および社会体系の側面におけるそれ、すなわち「規範型」と「役割期待」は、本稿でいう「規範」がこの変数のどこに位置づけられるかを指示する上位規範であり、パーソナリティにおけるそれは、本稿での「規範認識」であると言えよう。しかし、前者について言えば、かかる上位規範が必ず存在するかどうかは疑問である。この疑問は、次のような極端なケースを考えてみるとより強くなる。ある社会が全き「個別主義」をとっている場合、行為者は凡そ一個の客体と見做され得るあらゆる客体に対して、「一般的標準」には拘束されない、客体によってまちまちの対応をすることになる。しかも、一つの客体といえども、状況が時間的・空間的に異なれば、異なった客体として認識(定義)され得るから、結局行為者は、各瞬間々に全くランダムな対応をするということになる。こうした対応を行為者に「義務づける」上位規範の存在というのは、不可能ではないとしても、極めて想定し難いのではないだろうか。勿論現実にはかかる極端な事態もまた殆ど想定できないが、規範が状況依存的であることを指示する上位規範というものが、我々の日常的感覚には不自然であり、特に規範の状況依存性が高い場合には、かかる上位規範の不在を十分に想定し得ると言えよう。したがって、ある社会の現象形態が「普遍主義—個別主義」の軸上に位置づけられ得ることは首肯できるが、そこには必ずしもそのように現象せしめている上位規範が存在するとは限らないのではないか。そこで、専ら現象としての「普遍主義—個別主義」を考えてみると、ある社会における行為者が、「客体との関係の体系内で自己と客体が占める位置に即応」(同上、p.131)して行為する一般的傾向が観察されるとき、その社会はかかる軸上において、より「個別主義」に近い値を示していると言えよう。

これを本稿で言うところの「規範」の「状況依存性」と結びつけてみると、まず「規範」とは、パーソンズ理論に言う「規範型」すなわち上位規範ではなく⁽⁸⁾、具体的な行為の場面において行為を導く「規範」であり、さらにその「規範」の状況依存性とは、まさに当該社会の「普遍主義—個別主義」変数の値そのものであると言えよう。したがって、その値が「個別主義」に近いほど、その社会における規範は状況依存的であると言える。これを個人のレヴェルで見れば、ある個人のパーソナリティにおけるこの変数の値が「個別主義」に近いほど、その個人の「規範認識」は状況依存的であると言えよう。⁽⁹⁾

状況依存性に関連する先行理論研究としては、他に濱口(1966)を挙げることができる。この研究は、日本(人)の状況依存性(濱口の用語では「状況性」)の原理的解明が焦点となっており、本稿の関心により近い。ここでは、パーソンズ理論が次のように発展的に修正されている。まず、「型の変数」系が「価値・状況・態度」系へとパラフレーズされ、さらにそれが、「基準系(規範または標準)」から参照されることによって「基準系」そのものを設定し直す機能をもつ「二次的間接系」として位置づけられている(モデルの全体像は下図参照)。そのうえで、「普遍・論理主義(universalism-losicism)」的基準系に原則として依拠し、二次的間接系への参照が比較的少ない「規範的」行為と、基準系が不確定で、それを設定する二次的間接系が中心的な役割を果たす「状況的」行為が理念的に区別されている。



行為志向体系のサイバネティック・モデル(濱口、1966、p.60)

このモデルにおいて、本稿で言う「規範」は「基準」、「状況依存的」は「状況的」にほぼ相当しよう。さらに、このモデルでは前述の如く「型の変数」系が「価値・状況・態度」系へとパラフレーズされているが、先に考察した現象としての「普遍主義－個別主義」軸、本稿で言う規範の状況依存性は、これに関連して、もはや「二次的間接系」内の一変数というより、システム全体の作動機序の一特性として、中心的には「基準系」の可変性と「二次的間接系」への参照の度合であると考えられよう。以上のようなメカニズム・モデルは、その詳細の検討については、日本における規範の状況依存性の歴史的な発生機序と現象形態を探究する本稿の問題関心の埒外にあるが、状況依存性を説明する一つのあり得るモデルであるとは言える。ただし、次の二点にだけ注意しておこう。第一に、「(状況的)行為者の専らの関心事は、その置かれた所与としての状況に、如何にうまく適応的に対処するかであり、したがってその志向の基準は、当該状況に対する適合性 (congruency) や社会的な適切性 (adequacy) という、状況適応の条件を満たすように設定される」(同上、p.63)とあるが、パーソンズ理論の言うような上位規範を必ずしも想定する必要が無かったのと同様、かかる「志向の基準」は必ずしも上位規範であるとは言えない。第二に、「特定集団内の現状さえ維持されるなら、自己の集団を含む全体的な社会体系も、その存続が危うくなることはない、という行為者の意識」や、「人間の持つ認識的・評価的能力」への「信頼」(同所)は、現代日本について言えば頷けなこともないが、同じわが国でも例えば本稿後編で見えるような中世の行為者の行為を見ると、ア・プリオリには想定し難い。

さて、パーソンズも濱口も二つの極を設定しているため、ともすれば状況依存性変数は普遍－個別の二分法的に捉えられがちである⁽¹⁰⁾。こうしたところから、例えば西洋＝普遍主義的、日本＝状況依存的といった短絡的な「日本特殊論」も出てくるが、かくの如き考え方は、例えば後に見るように、かつて西洋がより状況依存的、日本がより普遍主義的であった

という歴史的事実を見落とす危険性がある。したがって、状況依存性は普遍—個別を両極とする連続体(continuum)を構成すると考えるべきである。

最後に若干の補足をしておきたい。第一に、規範がどれほど規範的であるか、つまり規範の「規範性」といったものを考えるならば、規範の状況依存性は、「規範」の定義より、「負」の規範性であると考えることができる。なぜなら、規範が「規則」の一種である以上、その「規則」の限定性は、「規則」の「規則性」を減ぜしめるものだからである。このことは、極端な例として、先のパーソンズ理論の検討のところで考えた、極度に状況依存的な事態を考えるとより明瞭であろう。こうした事態において規範が存在するとは言えまい⁽¹¹⁾。第二に、後に言及する一次資料には法あるいは法行動に関するものが多い。しかし、法は規範の一種に過ぎないため、こうした資料から規範一般について語るのは、明らかに危険である。ただ、規範(意識・認識)それ自体、特に過去のそれは観察が困難なため、比較的史料に恵まれている成分法典・慣習法あるいはそれをめぐる法行動が最も有効な観察対象となる。また、本稿の関心からすると、ある社会の規範が全体的傾向として普遍主義をとるとき、独り法規範のみが状況依存的であり得ることは、「普遍」主義の性質に鑑みて想定し難い。それゆえ、法規範が状況依存的であるときは、当該社会の規範一般も少なくともそれと同程度には状況依存的であると推察しても大過なからう⁽¹²⁾。

Ⅲ 起源の考察

(1) 先行仮説

I章で指摘した、現代日本における規範の状況依存性は、無論、現代になって突然現われたものではあるまい。では、それはいつごろ発生したものなのであろうか。また、日本が一つの国家としてまとまりをなして以来⁽¹³⁾、その社会の形態は絶えず変化してきたのであるから、ある時点で規範が状況依存的になって今日に至っているとしても、その程度や現象形態は時代によって異なると考えるのが自然であろう。ではその変遷はいかなるものであったか。本章ではこれらの問題について考察する。

そこで、本節ではまず、これまで提出されてきた仮説を一覧しておく。管見の限りでは、状況依存性の発生の原因や起源に関する仮説は、次の四つのカテゴリーに分類できる⁽¹⁴⁾。

- ①近世(=織豊または江戸時代)起源説(水林、1983；中村牧子、1988；佐藤、1988；Wolferen、1989=1990)
- ②多神教的宗教説(山本、1977)
- ③自然環境(風土)説(木村、1972)
- ④異質性・被侵略可能性の欠如説(中根、1967、1978；Clark、1977；村上・公文・佐藤、1979)

これらの仮説のすべてを検証するためには、広範な比較・歴史的研究が必要となるであろうが、それは本稿および筆者のcapacityを超える。そこで本稿では、比較的近い過去に起源を求めている①を検証してみたい。そのための作業としては、1.近世以降の状況依存性の存

続の確認、2.中世における規範の現象形態の検証、が必要となろう。

(2) 近世起源説の検証

1. 近世における規範

日本における規範の状況依存性が近世起源であることを示唆する文献は、前節で挙げたように幾つかあるが、本小節および次小節では、本稿の問題関心にとって最も詳細かつ説得的な議論を展開している中村牧子(1988、1989)に沿って、近世および近代の検証をしてみたい。

まず中村(1988)は、日本社会の特質を説明する視点として「紛争処理を巡る決定手続き」に焦点をあてている⁽¹⁵⁾。中村によれば、近世日本における紛争処理は、次の三段階の「テクニク」によって行われていた。すなわち、①根回し、②自己変更的態度、③訴訟、である。以下、これらのテクニクと、その背後にあってそれらを成立させている社会関係の在り方を、この論文に従って見ていくことにする。

まず、第一のテクニク「根回し」とは、一般に次のような手続きである。

当事者a,b間で生じた紛争的事態は、まず、当事者a,bと「親密な関係」にあるもう一人の成員cの所に持ち込まれる。つまり、集団成員は、互いに相違する判断を直接ぶつけあうことを避け、両者のいずれにとってもそうした親密者であるcに各自の判断を述べ、cによって発見された両者の合意点、つまり彼らの判断が折り合う点を示してもらい、その線で合意するという方法をとる。(中村、1988、p.21、下線原著者)

この場合cとは、a・bの属する集団の“top”であるか、あるいは逆に、cがそのような役割を果たし得ることによって、cを“top”とする集団が形成される。そして、cのもとで解決できない紛争は、c自身の親密な上位者であるdのところに持ち込まれ、「dによって示された策を自己の（ただし上位集団の一員としての自己の）解決策として当事者に与えることができる」(同所)。

しかし、この「根回し」が最終決定までに完全に遂行されるとは限らない。そこで、最終決定の場で行使される微調整としてのテクニクとして、第二の「自己変更的態度」が発動される。このテクニクは、「最終決定の場において、人々が自分の見解を一度は述べるものの、やがて自発的に譲り合い、撤回しあっていくことにより、些か不一致な点を残す全員の見解、または若干の修正要求を、一つの統一見解にまとめあげていく技術」(同上、要約、p.7)である。ここで、「topであるcは、人々の見解を率先して『体現する』ことにより、決定を方向づけるのに一役買うことになる」(同所)。

さて、上記二つのテクニクにおいて注目されるのは、どちらにしても集団の長が決定的な役割を果たしている点である⁽¹⁶⁾。最終的決定は、一見成員達自身によってなされるように見えるが実はそうではなく、集団の長が行うことになっている。そしてある集団の長は、

上位集団の成員として、今度はその上位集団における成員間の、あるいは上位集団全体の決定においては、当該上位集団の(つまり一ランク上の)長の調整を受ける立場になる。この意味で、各集団の長は、その集団とそれが直属する上位集団の結節点となっている。そしてこの「参照連鎖」は、究極的には「公儀」=将軍に、あるいはもう一ステップ上がるならば天皇に、一元的に収斂している。中村によれば、こうした「諸集団の重層」が、近世(以降の)日本の「全域的」な「秩序」であったが、この重層構造を構成する各集団こそ、従来の日本社会論で指摘されてきたところの「イエ(家)」である(e.g. 川島、1950；村上・公文・佐藤、1979)。

ところで、「根回し」や「自己変更的態度」が確実に実行されるのは、このような「《イエの重層》」それ自体のゆえであるとは言い難い。なぜなら、「彼らが参照行為によって確定した上位集団が、今度は彼らに《イエ》の維持を上から命じてくるように見えるからといって、彼らが《イエ》を維持しているのは、《イエ》が直に彼らを拘束するからではない」からである(中村、1988、p.34)。あるいは、よりミクロな視点で見れば、「個々人の要求が持ち込まれた際にそれを実現させるべく骨を折る」行為を集団の長に常に期待できるためには、それを可能にするような「親密な関係」が、集団の長と各成員の間に常日頃から構築されている必要がある。この「親密な関係」こそ、従来日本における伝統的主従関係に特徴的であるとされてきた「無限定的奉仕」の関係である。この種の関係は、二者間の相互給付が、互いにそれぞれ明確に限定されておらず、集団の長あるいは成員という役割を超えて行われることを特徴とし⁽¹⁷⁾、しばしば「全人格的」と形容され、また家族関係に喩えられる。

さて、「根回し」「自己変更的態度」によっても解決されなかった紛争は、第三の、そして最終のテクニクとしての「訴訟」に委ねられることになる。これは、当該集団の紛争を直接その上位集団に持ち込むことで、先程の例で言えば、持ち込み先が同じ当該集団の長^cであっても、この場合は^cは上位集団の一員と目されている⁽¹⁸⁾。この「訴訟」は、次の二つの特徴を有する。第一に、この段階に至って初めて、一種の「法」としての「裁許」が、上位集団から下位集団に与えられるが、「それは、西欧のように『正義発見』の作業としてではなく、『(両当事者の言い分を聞いて)その対立点を解消させる作業』として実行される」(同上、p.44)⁽¹⁹⁾。第二に「訴訟」は、いわば集団の長の頭越しに(たとえ訴え先が彼本人であっても)問題を上位集団に持ち込むこととなるため、それは「義務の無限定性」⁽²⁰⁾を帯びた日常の信頼関係の「切断」を、そして「集団内〈秩序〉への違背」を意味し、極力回避されるべきであるとされる。

中村は、以上の紛争解決様式はあくまでもモデルであり、必ずしも史料にこの通りに現われているわけではないとしているが(中村、1994)、紛争の顕在化を回避させようとする規定は、特に村法などの下位のレヴェルの成文法規範にしばしば見ることができる⁽²¹⁾。また、当時の民事裁判にはば該当する「出入筋」において、当事者間の和解である「内済」が強く勧奨されたことは法制史上周知の事実である⁽²²⁾。さらに、「訴訟」の個別主義的な解決も、「出入筋」の裁許の記録から確認することができる(e.g. 「裁許留」「別留帳」平松監修、1973所収；「出入物下裁許申渡并例書」平松監修、1977所収)。では、近世における以上のような紛

争処理様式は、本稿の問題関心からはどのように見えるだろうか。第一・第二のテクニックである「根回し」と「自己変更的態度」は、どちらも個々の紛争を顕在化させることを避け、それをその状況に特異的な利害関係の調整という形で解決しようとするものである。確かにそれは、上に見たように、「無限定的奉仕規範」の磁場の中でなされる。しかしこの「規範」それ自体が、集団内のある行為者とその長あるいは対等の行為者との特定の関係を律するものである以上、それは定義より「個別主義的」すなわち状況依存的である。「内済」を勧奨した当局の方針もまた、判例法の形成を妨げ(石尾、1975)、状況依存性を助長した。さらに第三の「訴訟」にしても、この語から通常推察されるように何程か普遍主義的な規範に則って行われるわけではなく、これまた個別的な利害調整が主になるということは前述の通りである。したがって、近世の紛争処理様式およびそこに顕れた限りでの規範(意識・認識)は、すぐれて状況依存的であったと言い得る。

では、これを近世の規範全体にまで一般化してよいだろうか。

まず、法規範一般について見ると、京都の御所内で辛うじて命脈を保っていた律令法を除いて、近世には体系的な法典が殆ど存在しなかった。幕府法については、「武家諸法度」や「禁中方御条目」などがその例外と言えなくもないが、これらとても、「文武忠孝」の奨励など数条に足らぬ道徳的教訓の他は、参勤交代の義務や新規築城の禁止といった個別的行動規範であって、理念的体系性を有するものではない。しかも、こうした行動規範は、武士(「武家諸法度」)や皇族・公家(「禁中方御条目」)、宗教関係者(「諸宗諸本山法度」)、庶民といった身分別に異なって定立された。かかる個別主義的性格は、徳川時代の「公式」のイデオロギーとされ、実際にも支配的なイデオロギーとなった儒教規範からしてそもそも具えていたものであった(23)。この他に一般に流布した法規範と言え、必要に応じて公布された「觸」や「達」のみであった。幕府法のかくの如き在り方は、それをモデルとして各々の藩において出された藩法にも当然共通していた。

また、刑事裁判にあたる「吟味筋」では、判例集として「公事方御定書」(「御定書百箇条」)が編纂されるなど、「普遍主義的配慮がなかったわけではない」(石井、1986、p.237)(24)が、同罪でも身分によって刑罰が異なるなど、上述の諸「法度」の個別主義的性格がここでも見られる。さらに、「出入筋」で勧奨された「内済」が、刑事事件たるこの「吟味筋」においてさえ場合によっては(被告人関係者のみならず、「公儀」にも)歓迎されたようである(25)。そもそも「幕藩体制において『法』といわれたものは、もっぱら行政、警察関係の事柄に限定されていた」(石井、1986、p.238)が、その「法」も、「社会通念つまり慣習法上『理』とされるはずのものも、『法度』の前には通用せず、その『法度』もそのときの権力によって自由に制定・改廃されるものだ、という認識を示」す有名な法諺「非理法権天」(同所)に明らかのように、普遍主義と呼ぶには程遠いものであったと言わざるを得ない。

2. 近代(=戦前)における規範

前小節で、近世における規範がすぐれて状況依存的であることを確認した。では、近代に

入ってもそれは言えるだろうか。

「維新」だからとて、それを境として日本の社会が一変してしまったわけでは勿論なく、農村や伝統的商家においては、前小節既述の社会関係の基本的様式は近代を通じて存続したと見られる(e.g. 有賀、1968、1970、etc.; 中野、1978、1981)。しかし、これはある程度汎世界史的に言えることかも知れないが、日本近代社会は、近世と比べたとき、その「秩序編成技術」に関して、大きな違いがある。それは、近世社会が「市民を分割し更にそれぞれの生活圏を細分し、人々がその境界を越えて出会う可能性に対して極めて神経質」な「〈固定〉型」の社会であったのに対し、近代社会は「維新早々になされた身分間婚姻や地域的移動の自由化のように多様な社会的移動の可能性を個々人に与えた」「〈流動〉型」社会であったという点である(中村、1989、p.53)。これに伴って、近世では土地に拘束されていた人々が、そこでの生活に見切りをつけて、賃金労働者として新興産業に従事するという移動が始まった。しかし、彼らが新天地において形成した(あるいは、させられた)のは、新たな「イエ」であった(26)。これは、「明治政府の政策レベルにおいても、新しい手続きの導入のかわりに、【イエ】と呼ばれた既存のtreeの拡大解釈」(同上、p.56、下線部原著傍点、以下同)としての戸主制度として推進された(27)。この制度は結局、「amorphなままに出会っている彼らを共通の上位者のもとに組織する団体としてイエを再構成し、決定手続きの遂行のための代替物として機能させようとするものである」(同上、p.54)。新たに形成された集団がまたしても「イエ」である以上、そこにおける決定手続きは「根回し」および「自己変更的態度」であった(28)。

しかし、近世における決定手続きはこれら「内部」的手法だけではなく、いわば「イエ」の「外部」に決定を委ねる道が(ネガティブな選択肢ではあったが)存在したのであった。すなわち「訴訟」である。この選択肢は近代ではどのような形をとったのだろうか。

明治初期には、まだ紛争表面化回避規範がさほど効力を失っておらず、また「訴訟」が提起されても、近世の「内済」を受け継ぎ、和解を勧奨・説得する「勸解」制度によって、裁判による決着まで持ち込まれることが抑えられた(29)。ところが明治20-30年代以降、賃金労働者の増加に伴って「イエ」の乱立が生じ、その「内部」で処理しきれない紛争も増加してきた。ここで参照先とされたのは他ならぬ国家であったが、一方国家の側は、明治当初から導入されていた司法制度を実質的に機能させ始め、「近代的な法典に拠り弁護士を用いつつ判決を下す技術をもって『外部』手続きに積極的に介入する機関と化していった」(同上、p.59)(30)。しかし、この事実は、西欧近代の普遍主義的論理(後編参照)の導入を意味するものではない。なぜなら、「西欧の論理に即しているならば、『近代』的な手続きは、両当事者が共有しているはずの相互行為のルールを発見するプロセスであり、近代法典は、書き出されたルールそのもののはずである」が、「日本社会にあったのは、対立といっても正義を巡るそれではなくて利害対立であ」った(同上、pp.59-60)からである。戦後のデータであるが、六本(1971)の調査結果には、「当事者がそれぞれ頼んだ弁護士1と弁護士2とは、話し合っただけの両者の利害を折り合わせることを一般的な解決とみなす」(中村、前掲、p.60)傾向や、「法律的正義の実現能力よりも、むしろ当該紛争に関連する法律的知識と、仲介能力」(同所)が弁護士に期待される傾向が顕れている。後述するように、戦後の歴史においては状況依存性を昂進させる特筆す

べき要因は無いと思われるが、こと民事訴訟の在り方に限って言えば、それを大きく転換させる要因は、さらに近代後期まで遡っても見あたらない。したがって、日本近代の「訴訟」において、西欧近代的司法制度が取り入れられたとは言っても、それが具体的に利用される際の論理は、西欧近代的普遍主義ではなく、依然として状況依存的なそれであったと推定される。

以上で、極めて概略的ながら、近世から戦前の日本における規範の状況依存性は確認された。では、今日に至る戦後の歴史は、日本の規範にとってどのような歴史であったのだろうか。近代は、時期によって程度の差はあれ、「西洋的なもの」を積極的に移入した時代であったが、規範に関して言えば、叙上の如く状況依存的近世を引きずっていたのであった。これに対し、太平洋戦争での敗戦および連合国による占領政策は、明治維新以上に抜本的な社会変革であったと言えるかも知れない。それは無論、法体系の改変や農地改革など社会関係の変革をはじめとして、明らかに西欧近代的＝普遍主義的な方向での変革であった。そして、その後現在に至るまで、状況依存性を昂進させる大きな要因は見出されないように思われる。にも拘わらず、I章で見た如く、現在の日本の規範(認識)に状況依存性が観察される⁽³¹⁾ということは、それが少なくとも近世以来の「遺産」であるとしか考えられない。いま「少なくとも」という表現を使ったが、それでは、この「遺産」を残したのは、いつの時代の我々の祖先であろうか。後編では、既に見た近世の前の時代、すなわち中世の規範を検証することで、この疑問を追究してみたい。

註

- (1) 本稿は、1995年に京都大学大学院教育学研究科に提出した修士論文に若干の修正を加えたものである。
- (2) この箇所に続く次の記述は、後に行う歴史的検討に密接に関連する。「そして他方では当事者の方にも、生来のとは言わぬまでも長年の習慣たる和合調整(conciliation)の精神がある。この精神は、相互依存の共同体において統治者の庇護のもとに生きることを多かれ少なかれ余儀なくされてきた伝統的風土の中で、人々の間の深刻な争いを避けたいという顧慮に裏打ちされている。これらの古来の傾向は、西欧的な法体系の採用後にも残り、日本人の法的メンタリティの中で独特な共生体をなしているのである。」
- (3) 次のような諸表現も、意味あいに微妙な差異はあるが、「状況依存性(的)」とはほぼ同義と考えてよいであろう。「状況的」「個別・状況主義」(濱口、1966)、「状況中心型」(濱口、1977)、「個別主義」「状況倫理」(作田、1964)。
- (4) 考察の対象として規範を選んだのは、次章で述べるように、規範なるものは、その本質上、原理的に状況依存性と相容れないゆえに、寧ろ逆に、状況依存性が最も鮮明に顕れる局面であると考えられるからである。
- (5) この定義は、他の辞(事)典の定義よりやや狭いが、本稿でこの定義を採用したのは、「規範」をかかるものと限定して取り扱うためであり、他の定義と比較してより適切であると考えたわけではない。格別不適切とも思わないが。
- (6) かかる事態の恰好の例として、山本(1983)は、1980年に発覚した「自衛隊スパイ事件」に関する同年1月20日付の読売新聞社説中の「憲法が戦争を放棄し、戦力の保持を禁じてはいても、自衛権の行使は、自然法に基づく国の普遍的な責務でもある」なる箇所について次のように論じている。

この言葉はさまざまな問題を含む。まず日本の基本法には「憲法」と「自然法」の二つがあり、憲法で否

定されていても自然法で認められるものは合法的であるということになる。となれば、憲法よりも自然法が優先し、また憲法自体が自然法に違反しているということになる。このことは、逆に憲法で許されていても、自然法に抵触するものは非合法ということにもなる。(中略) この自然法なるものはその内容が明確でないから、それに基づく審査権は、立法権に等しいものになってしまう。ではその立法権に等しいものをだれがもつのか。この杜説を見ると、それをまるで新聞がもっているかの如き観がある。(中略) では新聞は、そう主張できる正統性をもつのか。その正統性は何を根拠にしているのか。これはある意味において正統性の恣意的な創出であり、独裁権の主張である。(pp.10-11、下線部原著傍点)

- (7)「型の変数」を含むこの時期のパールソンズ理論が、この日常的感覚を払拭する程の説得力を有しているとは、少なくとも筆者には思われない。
- (8)上位規範の有無はそれ自体興味深くかつ重要なトピックではあるが、本稿では等閑視する。
- (9)ここでは関連先行研究としてパールソンズ理論をとりあげたが、本稿はこの時期のパールソンズ理論の総体の当否を問うものではないし、況やそれに依拠するものではない。
- (10)実際、パールソンズは二分法的に捉えていたようである。「私たちが述べたような変数(=型の変数)は、あれかこれかの二分様式であり、連続ではないことが強調されるべきである。一連の具体的行為において、人は部分的に『感情的』であり、部分的に『中立的』でありうる。だが、この連続は一つひとつの二者択一から構成されるだろう。個々の選択においては、なかば『感情的』、なかば『中立的』であることはできない。同じことは他の型の変数にもあてはまる」(パールソンズ、1954=1960、p.145、()内引用者)。一方、濱口はこの点について明確には述べていないが、「基準系」が全く機能しなくなるといったケースは想定されていないから、どちらかと言えば連続的に捉えていると見られる。
- (11)場当たりの行為の背後に「隠れた規則性」があるかどうかは、明らかに別問題である。現実にはそうしたことは問題になるが、それは経験的に明らかにすべきであって、規則性が発見されない以上、それを存在するものとして語ることは不当である。
- (12)但し、先とは逆の場合、すなわち規範が全体としては状況依存적であるときに法規範のみが普遍主義的であるというケース(例えば「後進」国が西欧「先進」国型の普遍主義的法規範を継受する場合)は十分あり得るので、普遍主義的法規範の扱いには注意を要する。
- (13)これをいつとするかは議論が分れるであろうが、本稿では一応、少なくとも大和朝廷の成立以前であるとしておく。
- (14)日本における規範の状況依存性の発生原因は何か、という問題が従来この通りの形では明確に存在してはいなかったもので、ここに例として挙げる諸著作が自らの主張をこの問題についての仮説として提示しているわけではない。それゆえ、この分類はあくまでも本稿の視点から、本稿の関心に即して行ったものである。また、臆測・臆断の類も本稿では便宜上「仮説」と呼んでおく。
- (15)その理由は、中村によれば、まず第一に、それが、現実に存在する一つの社会そのものを説明しようとするときの二つの要請、すなわち、①他の社会と比較し得る基盤の上で語ること、②そのために対象とすべき、一般に社会にとって不可欠な現象を成立させている仕組みを明らかにすること、を共に満たすことができるからである。なぜなら、紛争処理手続きは、相互行為の在り方に関して集団の成員間に何らかの判断の食い違いが生じたとき、それに対して「とられるべき相互行為の在り方を示す」「集団内相互関係を規制する基本的な作法」(中村、1988、要約、p.2)であり、またそれは、一現象たる人間関係ではなく、紛争という危機に際して、ある特定の方向を示すことによって、それを維持させる具体的なメカニズムであるからである。さらに、この視点は、本稿の関心にとっても有意義であると思われる。なぜなら、紛争処理という過程は、解決に向けて一つの方向を示そうとする過程であり、その方向決定のパターンは、その社会における規範の特質を最も明瞭に示すものの一つであると考えられるからである。
- (16)そうでない決定様式も無論有り得て、中村(1988)でもそれは決定様式を大きく分類する一つの軸とされているが、これについてはIV章(後編)で紹介する。
- (17)武家社会においては、石井(1986)や中村(1988)にも引用されている次の家訓が恰好の例となろう。

主人は扶持米給金をくれるを恩にかけず、家来のほね折て奉公するを恩に受て悦ぶは、主人の義理也。家来はほねを折て奉公するを恩にかけず、主人より給はる扶持米給金を、恩にうけてかたじけなく、主

人の為には一命をもすつべしと思ふは、家来の義理也。(「貞丈家訓」、石井紫郎編(1974)所収)

また、農村については有賀(1968、1970 etc.)の、町人社会については宮本(1977)・中野(1978、1981)の経験的研究などがこれを見出している。なお、岩田(1977)によると、この「無限定的奉仕」関係(岩田の用語では「義務の無限定性」)は、いわゆる「日本的経営」の存立に不可決の「編成原理」として、企業をはじめとする現代日本の諸組織にも見られるという。

(18)中村の挙げている例で言えば、ある村落における紛争を、その村落の長としての、ではなく、「公儀」の一員としての下級役人(「庄屋」など)に訴える場合がこれである。

(19)これに関して、中村は次の石井(1986)の記述を引用している。「紛争の解決にあたってある事件の具体的妥当性が第一次的に考慮され、個々の解決が相互に矛盾せず、全体として整合性をもつか否かにはそれほど配慮がなされていない。すなわちここでは普遍主義的(universalistic)でなく、個別主義的(particularistic)な傾向がみられるのである。」(p.239)

(20)註(17)参照。

(21)典型的な条文例を挙げておく。

村方之内公事諍論ケ間敷儀申出候者出来候ハ、村役人ハ不申及頭百姓立会百姓迄も立会双方委ク迷吟味少茂最負之沙汰を不申随分利害を説聞せ村方内輪ニ而事納ノ様ニいたし御役所沙汰ニ成リ候而ハ其身之難儀ハ不申及村方困窮滅亡之端ニ罷成候事能々相考可申事(天保十五年尾張國知多郡藪村村方之條目、前田(1950)所収)

村内に萬事出入事無之様可致候事

若し萬ケ一心違ひ有之候而相濟不申候節は組合之者相願早々相濟し可申候事(文久二年三河國幡豆郡伊藤村中取極、同上所収)

(22)場合によっては、「公儀」当局は訴訟手続の不備などに対する刑事罰をちらつかせて威嚇しつつ、「内済」を半ば強要した(中田薫、1943；林紀昭、1977)。

(23)この点については既にベラー(Bellah, 1957=1962)の指摘がある。

(24)この箇所が続いて、「しかしその反面、民事裁判の規準に関してはこのような努力が払われていないという点に、個別主義の優位を見出すことができるのである」という指摘がある。

(25)水本(1987)は、ある盗みの一件で公の裁判を回避しようとした高田藩の例を挙げている。

(26)例えば財閥住友では、「末家と称して長年の使用人との間に擬制的家族関係を構成したが、このような形式をとらず普通の雇傭関係であったにせよ、財閥の「家」の総家長が主君(天皇)であり、各家の長が皇族であり、一族以外の財閥企業勤務者はすべて家臣であるという身分関係は一般かつ不変であった。(中略)財閥の直系会社は、それがいかに大会社であろうとも、族員以外の会長、社長、総理事等は、つまり家臣であって、総家長および一族に恭順に事えなければならなかった」(福島、1967、p.394)。

(27)具体的には、他処来住人および奉公人を受入家主または雇主の戸籍に登録し、後二者が前二者に対して責任を負う「寄留」制度がこれにあたる。

(28)いささか特殊なケースではあるが、財閥三井の家憲にこのことを窺わせる条文が見られる。「同族間ニ如何ナル争ヲ生スルモ裁判所ニ出訴スルコトヲ許サス此場合ニ於テハ先ツ同族会ノ指定シタル裁定者ノ裁断ヲ請フヘシ」(第十四条)

(29)早くも1876(明治9)年11月27日、「民事ノ詞訟ハ可成一應區裁判所ノ勸解ヲ乞フベク此旨諭達候事」との司法省布達(甲第17號)が出されており、さらに、茨城県の伺に対する1883(明治16)年10月23日の同省の指令には、「人民相互ノ間ニ起ル訴訟ハ商事ニ係リ急速ヲ要スル事件ヲ除クノ外必ス勸解ヲ經ベキモノトス」とあり、この頃にはまずもって勸解を受けることを強制されていたことが窺われる。この勸解制度の下での民事訴訟においては、「受案件数中、裁判になるものは十件に對して一件の割にも當」らなかったという(元大審院部長磯谷幸次郎の証言。日本法理研究會編、1942、p.36)。

(30)1890(明治23)年に民事訴訟法が公布、翌年に施行されている。

(31)本節のここまでの考察を経たうえでさらに付け加えると、石田(1985)は、日本では「内済」的な「日本型

紛争処理」(実は「紛争回避」)の有効性が組織内においては今なお失われていないことを指摘している。

文 献

- 有賀喜左衛門『田植と村の生活組織』『有賀喜左衛門著作集Ⅴ 村の生活組織』所収、未来社、1968。
——「不幸音信帳から見た村の生活——信州上伊那郡朝日村を中心として——」同上所収。
——「ユイの意味とその変化」同上所収。
——「親分子分」『有賀喜左衛門著作集Ⅹ 家と親分子分』所収、1970。
Bellah, Robert Neely. *Tokugawa Religion: The Values of Pre-Industrial Japan*. Glencoe, Ill., Free Press, 1957. 堀一郎・池田昭訳『日本近代化と宗教倫理』未来社、1962。
Benedict, Ruth. *The Chrysanthemum and the Sword*. Houghton Mifflin, 1967. 長谷川松治訳『菊と刀』社会思想社、1972。
Clark, Gregory. *The Japanese Tribe: Origins of a Nation's Uniqueness*. 村松増美訳『日本人 ユニークさの源泉』サイマル出版会、1977。
福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会、1967。
濱口恵俊「「状況的」行為の原理」『社会学評論』第16巻第3号、1966。
——「「日本らしさ」の再発見」日本経済新聞社、1977。
橋爪大三郎『現代思想はいま何を考えればよいのか』勁草書房、1991。
林紀昭「出入下裁許申渡并例書 解題」平松義郎監修『近世法制史料集 第五巻』所収、創文社、1977。
平松義郎監修『近世法制史料集 第一巻』創文社、1973。
——『近世法制史料集 第五巻』創文社、1977。
石田雄「日本型紛争処理の有効性とその限界——ウチ・ソト、オモテ・ウラ関係の視点から——」『思想』No.731、1985(5月号)。
石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、1986。
——編『近世武家思想』日本思想大系27、岩波書店、1974。
石尾芳久『日本近世法の研究』木鐸社、1975。
岩田龍子『日本的経営の編成原理』文真堂、1977。
川島武宜『日本社会の家族的構成』日本評論社、1950。
——『日本人の法意識』岩波書店、1967。
木村敏『人と人との間』弘文堂、1972。
Koestler, Arthur. *The Lotus and the Robot*. Danube Edition. Hutchinson of London, 1966。
小山昇・北村一郎「民事および商事における和解・調停——日本」日仏法学会編『日本とフランスの裁判観』有斐閣、1991。
Lebra, Takie Sugiyama. *Japanese Patterns of Behavior*. The University Press of Hawaii, 1976。
前田正治『日本近世村法の研究』有斐閣、1950。
丸山真男『日本の思想』岩波書店、1961。
宮本又次『宮本又次著作集第二巻 近世商人意識の研究』講談社、1977。
水林彪「近世的秩序と規範意識」相良亨・尾藤正英・秋山虔編『講座 日本思想 3 秩序』所収、東京大学出版会、1983。
水本邦彦「公儀の裁判と集団の掟」『日本の社会史 第5巻 裁判と規範』所収、岩波書店、1987。
村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎『文明としてのイエ社会』中央公論社、1979。
中田薫『徳川時代の民事裁判実録』『法制史論集 第三巻下』所収、岩波書店、1943。
中川剛『日本人の法感覚』講談社、1989。
中村元『日本人の思维方法』中村元選集[決定版]第3巻、春秋社、1989。
中村牧子『日本社会における〈法〉と〈秩序〉』未公刊(東京大学大学院社会学研究科修士論文)、1988。
——「決定手続きを通してみる〈近代〉日本社会」『ソシオロギス』、No.13、1989。
——私信、1994。
中根千枝『タテ社会の人間関係』講談社、1967。
——『タテ社会の力学』講談社、1978。

- 中野卓『商家同族団の研究 第二版』(上・下)未来社、1978、1981.
日本文化会議編『日本人の法意識(調査分析)』至誠堂、1973.
——『現代日本人の法意識』第一法規、1982.
日本法理研究會編『明治初期の裁判を語る』(座談会記録)日本法理叢書 別冊四、日本法理研究會、1942.
野村総合研究所編『NR I レファレンス』No.2、1978
大澤真幸『〈日本〉』『ソシオロギス』、No.10、1986.
Parsons, Talcot and Shils, Edward A. *Toward a General Theory of Action*. Harvard University Press, 1954. 永井道雄・作田啓一・橋本真訳『行為の総合理論をめざして』日本評論新社、1960.
六本佳平『民事紛争の法的解決』岩波書店、1971.
Rokumoto, Kahei. *Legal Problems and the Use of Law in Tokio and London - A Preliminary Study in International Comparison*. *Zeitschrift für Soziologie*, Jg.7, Heft 3, August 1978.
作田啓一「死との和解——戦犯刑死者の遺文にあらわれた日本人の責任の論理——」『展望』第72号、1964.
佐藤俊樹「日本社会の社会的決定システムと間人主義」『ソシオロギス』、No.12、1988.
和田安弘『法と紛争の社会学——法社会学入門』世界思想社、1994.
van Wolferen, Karel. *The Enigma of Japanese Power: People and Politics in a Stateless Nation*. 1989. 篠原勝訳『日本／権力構造の謎』早川書房、1990.
山本七平『「空気」の研究』文藝春秋、1977.
——『現人神の創作者たち』文藝春秋、1983.